

公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適合者認定等措置要綱運用基準

制定 令和3年4月1日 取扱基準第1号

要綱本文関係

(要綱第1条関係)

1 目的

この基準は、公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適合者認定等措置要綱（以下、「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第2条第1項関係)

2 契約不適合者の認定の適用期間

横浜市の入札参加資格の登録期間を超えて契約不適合者の認定期間を定めることはできるものとし、認定対象者が継続して入札参加資格登録をした場合は、認定も引き続き継続するものとする。

3 契約不適合者の認定の適用範囲

理事長が行った契約不適合者の認定は、公社の発注する全ての契約に関し適用する（ただし、運用基準別表第1号（1）に該当した場合は、当該工事と同工種の入札参加資格を設定した入札に限り、契約不適合者として契約を締結又は指名しないこととする。）。

4 認定要件に該当する事案の把握

認定要件に該当する可能性があると思われる事案は次の方法によって把握し、契約不適合者の認定を行うものとする。

- (1) 有資格者からの報告（要綱第11条第1項）
- (2) 工事担当課又は物品・委託等の発注所管課からの報告（要綱第11条第4項）
- (3) 他の公共機関からの通知又は発表等
- (4) マスコミ報道（横浜市内で一般に販売されている新聞、テレビ又はインターネットによる報道）

5 事業協同組合又は共同企業体の取扱い

- (1) 契約不適合者の認定を受けた有資格者を含む事業協同組合に対しては、契約不適合者の認定を行わない。
- (2) 契約不適合者の認定を受けた有資格者を含む共同企業体に対しては、契約不適合者の認定を行う。

6 契約不適合者の認定の始期

要綱別表各号の認定期間の始期については、当該契約不適合者の認定に関する伺の決裁日の翌日（午前0時）とする。

7 認定期間の算定方法

- (1) 運用基準別表に規定する標準認定期間を適用する場合
 - ア 1か月未満の場合は、認定開始日から起算して、当該標準認定期間が経過するまで。
 - イ 1か月以上の場合は、当該標準認定期間の開始日の応当日の前日まで。
- (2) 要綱第5条第2項による短期2倍措置を適用する場合

認定開始日から起算して、短期を2倍した期間が経過するまで（算定方法は前号に同じ。）。

(3) 要綱第5条第2項による短期1.5倍措置を適用する場合

認定開始日から起算して、短期を1.5倍した期間が経過するまで（算定方法は第1号と同じであるが、1か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。

(4) 運用基準第9項第2号による下請負人の認定期間を適用する場合

認定開始日から起算して、元請負人の認定期間を2分の1にした期間が経過するまで（算定方法は第1号と同じであるが、1か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。

（要綱第2条第3項関係）

8 指名の取消対象

指名をした案件の入札が認定期間終了後であっても、当該指名を取り消すものとする。

（要綱第3条関係）

9 下請負人の認定期間

契約不適格者の認定に関し責任のある下請負人及び当該下請負人から元請負人の間で請負関係にある全ての下請負人を認定の対象とし、認定期間は次のとおりとする。

(1) 下請負人の責任が重大である場合は元請負人と同一期間

(2) (1) 以外は元請負人の2分の1の期間（期間算定方法は運用基準第7項による。なお、この場合においては、要綱第2条第1項の規定にかかわらず、当該認定事由に定める期間の短期を下回る認定期間を定めることができる。）

10 下請負人の認定期間の加重措置の特例

要綱第3条及び前項の規定にかかわらず、要綱第5条第2項の規定により、下請負人に短期加重措置が適用される場合は、元請負人の認定期間を上回る認定期間を定めることができる。

ただし、運用基準第9項第2号の規定に該当する下請負人に短期加重措置を適用するときは、当該認定要件に係る認定期間の短期を加重した期間と元請負人の認定期間を比較して、短い期間を当該下請負人の認定期間とする。

なお、この場合においては、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、短期を加重した期間を下回る認定期間を定めることができるものとする。

（要綱第4条関係）

11 事業協同組合又は共同企業体の各構成員の認定期間

(1) 事業協同組合

原則として、組合及び当該組合の組合員として施工を担当する者（以下、「施工担当組合員」という。）を契約不適格者の認定の対象とし、施工担当組合員の認定期間は組合の認定期間と同一期間とする。

(2) 共同企業体

原則として、全ての構成員を契約不適格者の認定の対象とし、各構成員の認定期間は共同企業体の認定期間と同一期間とする。

12 認定期間の加重措置の特例

要綱第4条及び運用基準第13項の規定にかかわらず、事業協同組合又は共同企業体の構成員が要綱第5条第2項の規定により、短期加重措置が適用される場合は、当該事業協同組合又は共同企業体の認定期間を上回ることがある。

(要綱第5条第1項関係)

13 一の事案で複数の認定要件に該当する場合の原則

一の事案で同時に二以上の認定要件に該当する場合をいい、既に契約不適格者の認定を行った事案に関し、その後他の認定要件にも該当することとなった場合は、原則として、新たな認定は行わないものとする。

(要綱第5条第2項関係)

14 短期加重措置を適用した場合の認定期間

当該認定要件に係る認定期間の短期を2倍(又は1.5倍)した期間と運用基準別表に規定する標準認定期間を比較して、長い期間を認定期間とする(期間算定方法は運用基準第7項による。)

15 短期加重措置の対象としない場合

2回目の事由による契約不適格者の認定において、有資格者が要綱別表各号の認定要件に該当することとなった基の事実又は行為が、1回目の認定を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

16 認定期間中に新たな認定要件に該当した場合の認定の始期

契約不適格者の認定期間中の有資格者が新たに別の認定要件に該当することとなった場合、認定の始期は、新たに認定を決定した時期を始期とする。

<例示>

1月1日	1月15日	1月31日	2月14日
A 1か月			
		B 1か月	

※Aの案件で認定期間中の有資格者が、別途新たな認定要件に該当するBの案件が発覚した場合、Aの案件の認定期間満了後から認定を開始するのではなく、Bの案件に係る何の決裁日の翌日から認定を開始する。

(要綱第7条関係)

17 解除した契約不適格者の認定の効力

(1) 要綱第7条により契約不適格者の認定を解除する場合における認定の終期は、当該認定解除に係る何の決裁日までとする。

(2) 要綱第7条の規定により契約不適格者の認定を解除した場合、解除までの契約不適格者の認定及びそれに関わる資格確認及び指名の取消等の措置は全て有効であり、認定の解除により、資格確認及び指名の取消等を取り消すことは行わない。

(3) 前号の規定にかかわらず、契約不適格者の認定を解除した場合は、要綱第5条第2項に規定する加重措置の対象としない。

- 18 認定期間終了後に責めを負わないことが明らかになった場合の契約不適格者の認定の取扱い
- (1) 既に終了した契約不適格者の認定については解除の対象としない。
 - (2) 契約不適格者の認定等の有効性及び短期加重措置の非適用については、前項各号に規定するとおりである。

(要綱第8条関係)

19 契約不適格者及び職員への通知

- (1) 要綱第8条第1項に規定する措置を行ったときの通知は、次の各号の様式によるものとする。
 - ア 要綱第8条第1項第1号の規定による通知は、様式第1号による。
 - イ 要綱第8条第1項第2号の規定による通知は、様式第2号による。
 - ウ 要綱第8条第1項第3号の規定による通知は、様式第3号による。
- (2) 理事長は、契約不適格者を認定した場合は、速やかに、原則、全職員に通知するものとする。

20 契約不適格者の認定に関する資料提供

- (1) 契約不適格者の認定について、必要に応じて、横浜市へ資料提供できるものとする。
- (2) 特に重要な契約不適格者の認定については、報道機関に資料提供することができる。

(要綱第9条第2項関係)

21 契約不適格者の認定期間中の随意契約について

- (1) 見積書を徴収した相手方が契約不適格者に該当した場合は、契約を締結できない(運用基準別表第1号(1)に該当した場合を除く)。
- (2) ただし、契約不適格者の認定期間中の有資格者を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると公益財団法人横浜市建築保全公社業者選定委員会(以下、「業者選定委員会」という。)で認められた際は、当該契約のみ締結する旨の通知を随意契約の相手方に行う。

(要綱第10条関係)

22 警告の取扱いについて

- (1) 要綱第10条の規定により警告を行う事案は、公社と締結した契約において次のいずれかに該当した場合とする。
 - ア 工事
 - (ア) 一の契約において、契約不適格者の認定を受けた後に、認定の対象とならない事由(軽微な事故等)を発生させた場合
 - (イ) 一の契約において、契約不適格者の認定の対象とならない事由を複数回発生させた場合
 - (ウ) 契約不適格者の認定を受けた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、認定の対象とならない事由を発生させた場合
 - (エ) 契約不適格者の認定の対象とならない事由を発生させた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、認定の対象とならない事由を発生させた場合
 - (オ) その他、契約不適格者の認定の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合。
 - イ 物品・委託等
 - (ア) 一の契約において、契約不適格者の認定を受けた後に、認定の対象とならない事由(軽微な事故等)を発生させた場合
 - (イ) 一の契約において、契約不適格者の認定の対象とならない事由を複数回発生させた場合(同種の内容の、認定の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。)

- (ウ) 契約不適格者の認定を受けた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、認定の対象とならない事由を発生させた場合
 - (エ) その他、契約不適格者の認定の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合。
- (2) 前号において、有資格者が責めを負わない事由については対象としない。
- (3) 第1号において、警告を行う方法は次の通りとする。

ア 工事の場合

- (ア) 書面による警告 第1号ア(ア)、(イ) (同種の内容の、契約不適格者の認定の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。)、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当した場合
- (イ) 口頭による警告 第1号ア(イ) (本号(ア)に該当する場合を除く。)又は(エ)のいずれかに該当した場合

イ 物品・委託等の場合

書面による警告

- (4) 第1号において、書面による警告を行うときは、様式第4号によるものとする。
- (5) 理事長は、要綱第10条に規定する措置を行った場合は、速やかに、所管課に通知するものとする。
- (6) 第1号において、「同種の内容」とは、要綱別表各号において同一の認定要件に分類される事由をいう。

(要綱第11条関係)

23 報告を怠った場合又は報告が遅滞した場合の取扱い

- (1) 要綱第11条第1項の規定に基づく報告は、認定要件に該当する事由の発生から1か月以内 (認定要件に該当する事由の発生日の翌日から起算して翌月の応当日の前日 (翌月に応当日がない場合は、翌月の末日)) に行うべきものとする。該当する日が公益財団法人横浜市建築保全公社就業規程第22条に定める勤務を要しない日及び休日 (以下「休日等」という。) に当たるときは、休日等でない日に順次繰り下げるものとする。
- (2) 理事長が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。
- ア 運用基準別表第1号に該当した場合
 - イ その他理事長が報告の必要がないと認めた場合
- (3) 報告を怠った場合又は報告が遅滞した場合は、当該認定要件に係る認定期間の短期を2倍 (又は1.5倍) した期間と運用基準別表に規定する標準認定期間を比較して、長い期間を認定期間とする (期間算定方法は運用基準第7項による。)。この場合において、要綱第5条第2項の規定による短期加重措置の要件にも同時に該当した場合は、各々の要件に基づき算定した期間を比較して、長い期間を認定期間とする (期間算定方法は運用基準第7項による。))。

(その他の要綱本文関係)

24 契約不適格者の認定等の決定手続等

- (1) 契約不適格者の認定等の決定は、その認定内容を何により決定する。ただし、次の場合は、業者選定委員会で認定内容を審議するものとする。
- ア 標準認定期間と異なる期間の認定を行おうとする場合
 - イ その他理事長が必要と認める場合
- (2) 事故に係る契約不適格者の認定又は警告若しくは注意の喚起に関する事務は、公益財団法人横浜市建築保全公社事故審査委員会 (以下、「事故審査委員会」という。) の議を経て処理するものとする。

- (3) 契約不適合者の認定の決定は、原則として、常務理事専決による。ただし、第1号の契約不適合者の認定の場合（ただし、要綱第5条第2項又は第11条第2項のみに基づいて第1号アに該当した場合を除く。）は理事長決裁とする。
- (4) 要綱第10条に基づく措置の決定は、常務理事専決による。
- (5) 契約不適合者の認定等に至らない内容の報告書の確認は、課長専決とする。

25 認定要件の該当基準及び標準認定期間
別表に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この運用基準の規定は、施行日以後に公告、指名又は見積書を徴収する案件から適用する。

別表 認定要件該当基準及び標準認定期間
(要綱別表関係)

認定要件該当基準等	標準認定期間
<p><粗雑工事></p> <p>1 成績不良等</p> <p>《基準》</p> <p>(1) 工事担当課から工事成績評定書の評定点合計が65点未満の報告があった場合 ただし、当該工事と同工種の入札参加資格を設定した入札に限り、契約不適格者として契約を締結又は指名しないこととする。</p> <p>(2) 工事担当課から工事成績評定書の評定点合計が60点未満の報告があった場合</p> <p>(3) 工事担当課から工事成績評定書の評定点合計が50点未満の報告があった場合</p> <p>工事成績が契約不適格者の認定を受けたことにより減点され、工事成績評定書の評定点合計が65点以上から65点未満になったとしても、新たに契約不適格者として認定しないものとする。なお、要綱第10条に規定する警告又は注意の喚起により減点された場合はこの限りでない。</p> <p><事故></p> <p>《基準》</p> <p>「死亡」は、被災後24時間以内に、被災が直接の原因で死亡した場合とする。</p> <p>「負傷」は、被災が直接の原因で30日以上に加療を要する場合又は被災後24時間を越えて死亡した場合とする。この場合において、30日以上等の期間の認定は、医療機関の診断書に基づくものとする。</p> <p>なお、診断書における“全治4週間”等の記載については、30日とみなす。</p> <p>2 公衆損害事故</p> <p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合、若しくは重大な損害を与えた場合</p> <p>(3) 3人未満の負傷者を生じた場合、又は損害を与えた場合</p> <p>3 関係者事故</p> <p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合</p> <p>(3) 3人未満の負傷者を生じた場合</p>	<p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>3 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>3 週間</p> <p>2 週間</p>

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

契約不適合者の認定について（通知）

公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適合者認定等措置要綱第2条に基づき、次のとおり契約不適合者として認定しましたので通知します。

今後、かかる事態が生じることがないように、再発防止に取り組んでください。

1 認定期間

2 認定事由

(1) 契約件名

(2) 事由

3 認定の対象となる資格区分

4 認定による措置

認定期間中は、当公社と契約の締結等（当公社による指名又は見積書の徴収を含む。）ができません。

なお、工事成績が60点以上65点未満であることから、公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適合者認定等措置要綱運用基準別表第1号(1)に該当し、契約不適合者の認定を受けた者は、当該工事と同工種の入札参加資格を設定した入札に限り、契約を締結しないものとします。

また、認定に伴い、工事成績評定の際は審査項目「法令遵守等」において所定の減点を行います。

※ 本様式は、認定内容に応じ適宜変更可能とする。

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

契約不適合者の認定期間の変更について（通知）

年 月 日付け建保公第 号で契約不適合者として認定した旨を通知したところですが、次のとおり期間を変更したので通知します。

1 認定期間の変更

変更前
変更後

2 変更の理由

様式第3号様式(第19項第1号関係)

建保公第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

契約不適合者の認定期間の解除について（通知）

年 月 日付け建保公第 号で契約不適合者として認定した旨を通知したところですが、
年 月 日付けで当該認定を解除したので通知します。

※ 本様式は、認定内容に応じ適宜変更可能とする。

商号又は名称
代表者職名・氏名 様

公益財団法人横浜市建築保全公社
理事長

印

警告（通知）

公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置要綱第10条に基づき、次の措置事由に対して警告します。

今後、かかる事態が生じることがないように、再発防止に取り組んでください。

1 措置事由

(1) 契約件名

(2) 事由

2 備考

この措置に伴い、工事成績評定の際は審査項目「法令遵守等」において所定の減点を行います。